

国民健康保険
加入者対象

出産した人・出産する人の 国民健康保険料が軽減されます

国民健康保険に加入している人の産前産後の保険料を軽減する制度ができました。
軽減を受けるには届出が必要です。

対象者

門真市国民健康保険の被保険者で2023年11月1日以降に出産した(する)人
・軽減措置における出産とは妊娠85日以降の分娩をいい、死産、流産(人工妊娠中絶を含む)も対象

対象期間と内容

出産日か出産予定日が属する月の前月から4か月間の所得割額と均等割額を軽減
・双子などの多胎妊娠の場合は出産日か出産予定日が属する月の3か月前から6か月間

	3か月前	2か月前	1か月前	出産(予定)月	1か月後	2か月後	3か月後
単胎の人				出産(予定)日			
多胎の人				出産(予定)日			

※軽減は2024年1月以降分の保険料に適用されます。それ以前の保険料には適用されません。

届出方法

窓口、郵送、オンラインのいずれか

- ・出産予定日の6か月前から届出可
- ・代理人(別世帯の人)も届出可(委任状が必要)

必要書類

- ① 届出書(市ホームページからダウンロード可)
- ② 母子健康手帳
 - ・郵送の場合、出産日か出産予定日が確認できるページのコピー
 - ・出産後の届出で子が別世帯の場合、
出生証明書など出産日と親子関係を明らかにする書類も必要
- ③ 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、保険証など)



門真市イメージキャラクター
元祖招き猫ガラスケ

お問い合わせ・届出先

〒571-8585 大阪府門真市中町1-1
門真市 健康保険課 保険窓口グループ
電話：06-6902-5697

詳しくは市ホームページをご覧ください

